

池袋保健所移転の方針

区民の健康づくり機能を充実していくために
本庁舎との連携を強化し、子育て・福祉機能の充実のために

1 事業概要

区の施設は、一般的に築年数 20 年前後で、設備の更新工事を行い、30 年前後で給排水やエレベータ、内装改修など、老朽度合を踏まえ、大規模改修を計画的に実施しています。

現在の池袋保健所は、平成 10 年に開設され、すでに 20 年が経過しており、設備については、大規模改修が必要な時期に差し掛かってきています。

区では、池袋保健所の改修について、平成 26 年度から内部での検討を始め、一時的に賃貸ビル等に移転することなども考慮し、業務を継続しながら、大規模改修を行う検討をしてきました。

保健所という施設の特長性として、乳幼児から高齢者、障害者の方々が利用される施設であり、土日も含め、健診や診察などの業務を行うことから、集会所等の公共施設以上に、継続的な保健所機能の確保のためにも適切な設備更新が必要です。

しかしながら、改修に際しては、保健所庁舎には入口が 1 か所しかないため、工事動線と、来所者の動線の区分けが出来ないことや、設備工事期間中は、空調換気機器の使用停止をしなければならないこと、さらに、これらにより、来所者や職員の適切な窓口・執務環境が確保できないことなど、様々な課題が明らかになりました。

また、一時的に移転し、業務を継続していく方策も検討してきましたが、保健所の規模に見合う近隣の賃貸ビルや民間所有地等について、適切な物件を確保することはできませんでした。

これらの理由により、現状での改修が難しいものの、今後の保健所の機能の充実や区民サービスの向上も考えあわせ、引き続き「保健所の移転」に係る検討を続けてきました。

そうした中、区役所本庁舎に隣接する南池袋二丁目 C 地区では、市街地再開発事業等の都市計画手続きが進められており、本年 5 月に都市計画決定する予定となっています。この地区に建設されるビルは、区役所と隣接し、地下鉄有楽町線「東池袋駅」と地下で直結する、保健所の利便性を考えた場合、大変、好立地な場所となります。

区としては、保健所の改修等に係る検討の結果、この再開発により建築される予定のビルへの移転が、現在の地で、多額の改修経費をかけ、大規模改修を行うより、今後の保健所機能の拡充や、区民サービスの向上などを実現してい

く上で、最適であるとの判断に至りました。

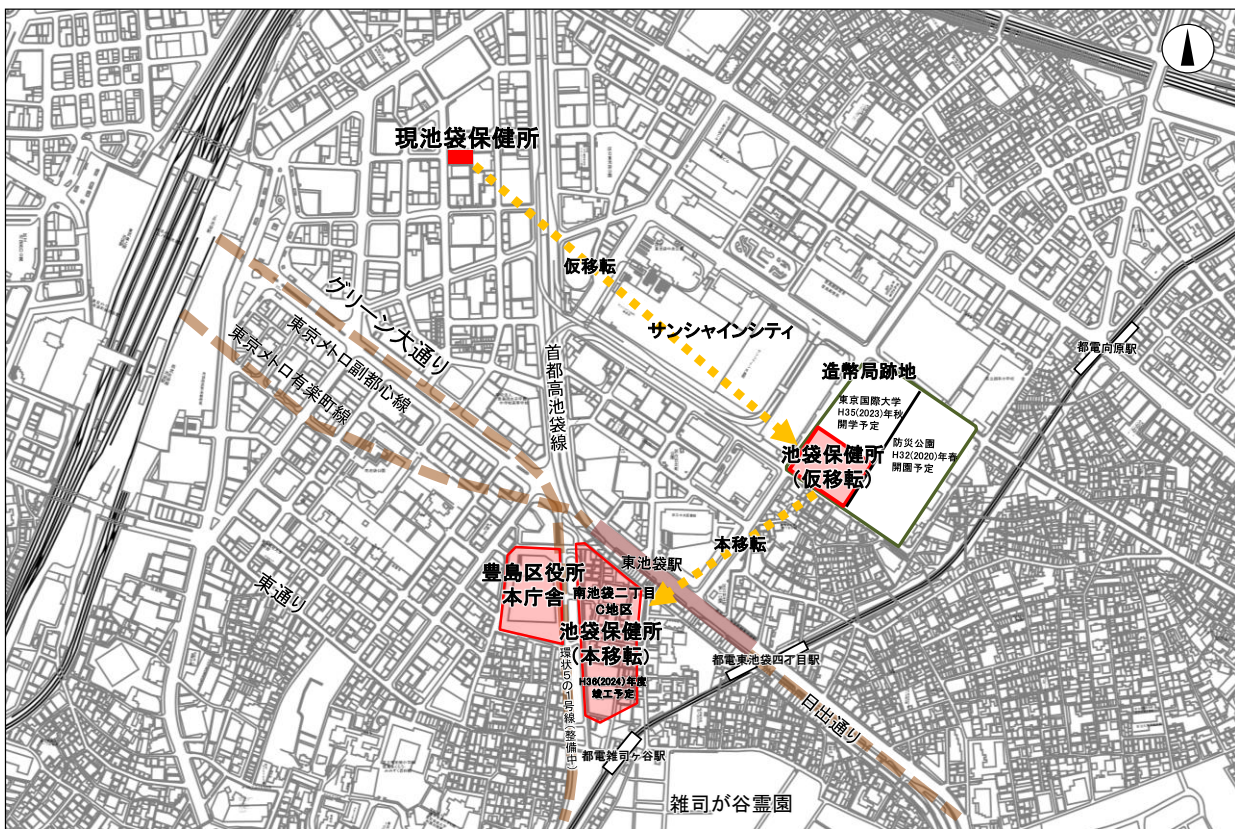
しかしながら、この再開発については、建設を終える予定時期が、平成36年度となっています。

本来であれば、可能な限り、この再開発エリアへの移転を優先すべきところですが、建設終了予定がおよそ6年後であり、現在の保健所庁舎を、現状のまま使い続けることは難しく、どうしても多額の改修経費を投入せざるを得なくなってしまいます。

そうしたところ、今回、サンシャインシティと隣接し、最寄り駅が地下鉄有楽町線「東池袋」駅となる、「造幣局跡地」の一部を、独立行政法人都市再生機構より、造幣局跡地の一部を一定の条件のもとに無償で利用させて頂ける見通しです。

サンシャインシティや東池袋駅に近接し、敷地としても十分な広さがあり、格段の利便性向上が見込まれるため、区としては、池袋保健所を、この地に一時的移転させ、その後、平成36年度中に、南池袋二丁目C地区の再開発ビルに本移転させることとしました。

位置図



2 これからの保健所機能

公衆衛生の拠点である保健所は、「健康づくりの拠点」、「包括的な子育て支援の拠点」「健康危機管理の拠点」としての機能を充実させていく必要があります。

- (1) 子育て部門との連携を強化し、母子保健事業に係る切れ目のない支援を行える機能・体制を整備していきます。
- (2) 生活習慣病対策のメニューを充実し、超高齢社会に対応した疾患の予防など、時代のニーズに合わせた「区民の健康づくり」の機能・体制を整備していきます。
- (3) 新型インフルエンザ等の感染症対策や、大規模災害発生時の医療の拠点としての機能・体制を整備していきます。
- (4) 今後、2025年以降の社会ニーズに対応できる保健所機能、医療との連携拠点としてのあり方について、医師会・歯科医師会・薬剤師会を中心に、関係諸団体等と調整し、「(仮称)保健所あり方検討会」を立ち上げ、平成31年第2回定例会を目途に、「(仮称)将来の保健所のあり方(中間のまとめ)」をまとめていきます。

3 現状の課題と移転の必要性

現在の保健所庁舎は、設備の老朽化が進み、対策を検討していましたが、事業継続しながらの改修は難しいとの結論に至りました。

しかしながら、今回、造幣局跡地の一部を一定の条件のもとに無償で利用させて頂けるという機会を得たことで、早期に、安定的な保健所機能を確保し、充実した区民サービスを提供できることとなるため、南池袋二丁目C地区への移転を待たず、造幣局跡地への一時仮移転を行う計画を進めていきます。

その理由と、移転の必要性は以下の通りです。

(1) 設備の老朽化と大規模改修

- ① 現状の保健所庁舎については、すでに、築年数が20年となり、空調等の設備更新の時期を迎え、機器の不具合が頻発しており、早急な対応が必要です。
- ② 大規模改修経費は、20億円余と見込まれるほか、工事期間中は、保健所の一時移転が必要となり、改修経費とは別途、民間賃貸ビルの賃料や、運送経費が発生してしまいます。
- ③ 一時的にはあっても、保健所機能が分散することになると、区民に対するサービスの低下をまねくこととなります。

※ 区の施設は、一般的に築年数 20 年前後で、空調設備、外壁改修、屋上防水等の更新工事が始まり、30 年前後で給排水やエレベータ、内装改修など、老朽度合を踏まえ、大規模改修を計画的に実施しています。

(2) 自転車駐輪スペース等の不足

- ① 現在の保健所庁舎には、来所者用に自転車駐輪スペースが確保されておらず、便宜的に公開空地に駐車している状況です。
- ② ベビーカー置場も十分に確保できず、授乳室もありません。
- ③ これらスペースの不足については、建て替え等を考慮しなければ、現在の保健所庁舎では解消が見込めません。



④ 1日3万人の集客による混雑と安全確保等

現在でも既に、多くの歩行者や荷下ろし車両等が行きかう中で、来所者の自転車やベビーカーが接触・転倒事故等に巻き込まれる懸念があります。

このような状況で、隣接するHar ez a池袋関連施設が完成すれば、一層の混雑が見込まれ、来所者と来街者の接触・転倒事故などの危険性が増大することが心配されます。

(3) 駐車場利用に関する支障

Har ez a池袋関連施設の完成により、駐車場出入口付近の混雑が増すことで、自動車の利用が必要な次の場合に、これまで以上の支障が生じることとなります。

- 障害者及び休日診療所などの利用者
- あぜりあ歯科診療所で実施している、診療所車両を使用しての訪問歯科診療（高齢者対象）

(4) 保健所機能拡充の限界

現状の保健所庁舎では、区民のニーズに応えるための機能拡充に、以下の通り、施設的に限界があります。

- ① 保健師や栄養士の面接による指導が有効である生活習慣病対策において、面談室等の十分なスペースが確保できません。
- ② 保健事業実施のために、その都度、他の会場を確保しているが、日程の自由度や、区民への「わかりやすさ」という課題が解消できません。
- ③ 増加傾向にある乳幼児の健診なども、受付と会場が二層に分かれており、円滑な事業展開の支障となっています。
- ④ 母子保健事業に係る切れ目ない支援のため、子育て部門との連携が必要ですが、区役所本庁舎との地理的な状況から、利便性を十分に高めることが難しい状況にあります。

4 仮移転後の区民サービス等の向上について

仮移転先では、事務室機能を2階に集約し、1階を健診等の機能に特化させることで、これまでより大幅に、活用ができる空間を確保することができます。

これにより、保健所施設内で、生活習慣病指導などのサービスも、効率的・効果的に行うことが可能となります。

また、駐輪場不足等の課題についても、余裕のあるスペースの確保により、解決することができます。

仮移転庁舎における保健所機能、区民サービスの向上については以下のとおりです。

- 来庁者用自転車駐輪場100台
- 来庁者用自動車駐車場15台
- 診察室の増設
- 廊下や待合スペースの拡張
- 診察フロアのトイレ増設（バリアフリー、ストマ対応含む）
- 授乳室、ベビーカー置場等の新たな設置
- 生活習慣病予防対策（保健事業）の所内実施スペースの確保
- 糖尿病重症化予防事業の充実
- 来庁者用防災備蓄物資等の整備

- 非常用電源（72時間）等の整備
- 東池袋駅とサンシャインシティに近接し、アクセスが向上

5 仮移転の概要

(1) 仮移転先の施設計画

造幣局跡地市街地南地区池袋保健所仮庁舎建設地の概要

- ・所在地 豊島区東池袋4丁目42番地
- ・敷地面積 3,500 m²
- ・建築面積 約 1,750 m²
- ・延床面積 約 3,500 m²
- ・構造 重量鉄骨造2階建て
- ・金額 1,532,844,000円
 ※ 5年間のリースによる整備
 ※ 金額には、設計費約0.2億円、リース終了後の解体経費約2億円を含む。
- ・期間 平成30年4月～平成36年12月
- ・用途地域等 第一種住居地域
 建ぺい率 60%
 容積率 400%



(2) 仮移転先土地について

仮移転先となる造幣局跡地市街地南地区の約 5,000 m²について、独立行政法人都市再生機構との間で、豊島区が一定の条件のもとに無償で利用させて頂ける見通しとなりました。そのうち、3,500 m²を保健所仮庁舎にあてる予定です。

6 本移転施設の概要

(1) 保健所機能拡充のための施設

下記の南池袋二丁目C地区市街地再開発事業において、区民サービスの向上と保健所機能を拡充するための施設を整備すべく、再開発準備組合と協議を進めていきます。

(2) 南池袋二丁目C地区市街地再開発の概要

施行区域面積：約 1.7ha

建築物：

北側 建築面積 約 5,200 m² 延べ面積 約 105,000 m²

建築敷地面積 約 8,800 m² 高さの限度 190m

南側 建築面積 約 3,500 m² 延べ面積 約 75,300 m²

建築敷地面積 約 6,300 m² 高さの限度 185m

住宅建設の目標：戸数約 1,450 戸 面積約 165,100 m²

整備予定時期：平成 32 年度～平成 36 年度

7 池袋保健所移転後の土地・建物の活用

(1) 概要

保健所移転後の土地建物を売却することにより、売却収入を施設移転経費に充当するとともに、ハレザ池袋エリアのさらなる賑わいづくりを推進していきます。

(2) 物件内容

所在地	豊島区東池袋一丁目20番9
敷地面積	609.84m ²
建 物	地上7階、地下1階
竣工日	平成10年11月4日

8 位置変更に関する条例改正

一連の計画を進めるにあたり、「豊島区保健所の設置等に関する条例」を

改正し、位置を変更します。

条例の改正案は、平成 30 年第二回豊島区議会定例会に提案する予定です。

【改正内容】

現行		改正後	
○豊島区保健所の設置等に関する条例 昭和50年3月15日 条例第29号 (保健所の設置) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号) に基づく保健所を設置し、その名称、位置及び 所管区域を次のとおり定める。		○豊島区保健所の設置等に関する条例 昭和50年3月15日 条例第29号 (保健所の設置) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号) に基づく保健所を設置し、その名称、位置及び 所管区域を次のとおり定める。	
名称	位置	名称	位置
豊島区 池袋保健所	東京都豊島区東池袋一丁目20番 9号	豊島区 池袋保健所	東京都豊島区東池袋四丁目4 2番16号
以下省略		以下省略	

9 現時点における移転スケジュール(概要)

平成30年5月 「保健所移転の方針」パブリックコメント実施
 平成30年6月 第二回定例会 保健所の位置変更条例
 平成31年秋頃 保健所仮移転
 平成36年度 南池袋2丁目C地区に本移転(予定)

